ニ　監理支援機関（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第二条第十一号に規定する監理支援機関をいう。）又は監理支援事業（育成就労法第二十三条第一項に規定する監理支援事業をいう。）を行おうとする団体

ホ　［略］

［二～六　略］

［４～６　略］

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［略］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～四　略］

五　中長期在留者であつて、前号に掲げる規定又は法第二十二条の六第二項第一号の規定により新たな在留カードの交付を受けるもの　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

［六～八　略］

［３～10　略］

（登録の申請）

第十九条の十九　法第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあつては、当該登録の期間が満了する日の四月前までに行わなければならない。

２　［略］

３　法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　支援責任者（第十九条の二十一第二号に規定する支援責任者をいう。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五　支援担当者（第十九条の二十一第三号に規定する支援担当者をいう。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六　［略］

（支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

第十九条の二十一　法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　［略］

二　登録支援機関になろうとする者において、常勤の役員又は職員の中から、支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であつて、過去三年以内に適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）が選任されていない者

イ　次号に規定する支援担当者その他の支援業務に関与する職員の管理に関すること。

ニ　外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）、又は行おうとする団体

ホ　［同上］

［二～六　同上］

［４～６　同上］

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［同上］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～四　同上］

五　中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

［六～八　同上］

［３～10　同上］

（登録の申請）

第十九条の十九　法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

２　［同上］

３　法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

四　適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六　［同上］

（支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

第十九条の二十一　法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　［同上］

二　登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

［号の細分を加える。］